

友生地区まちづくり計画



【友生大好き・自分大好き】



式部塚(喰代)



友生神社鳥居



友生保育園児野外活動

友生地区住民自治協議会

はじめに

平成16年11月に近隣6市町村が合併し、伊賀市が誕生しました。これに伴い、伊賀市自治基本条例が策定されました。基本条例とは、まちづくりの基本方針やそれを実現するための自治のしくみなどを条例として定めるもので、自治体の最高規範として位置づけられています。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、以前のような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った、独自の自治を行っていくことが求められるようになりました。

友生地区においても、地域の特性を生かし、歴史や文化の価値観を再発見し、後世に伝えるとともに健康な生活環境、福祉更生、生涯学習など総合的観点から住民の安全・幸せを目指し「まちづくり」を地域住民から創造していくための出発点としなければなりません。

この目的を果たすためには、自治基本条例に基づく友生地区住民自治協議会が主体となって、自治会・各種団体・地区住民が協働しながら地域づくりに取り組んでいかなければならないと“友生地区まちづくり計画”を作成しました。

平成18年3月

わがまち友生の現状把握

友生地区は地理的に地形が長く、上野市街地から旧大山田に結びつきが強く、独自の歴史や文化を有すると共に、久米川を中心に伊賀米の生産や伊賀牛肥育などが、自然環境に恵まれた中で盛んに行われている農村地域です。

近年、生琉里地区が新興住宅地として、また下友生に緑ヶ丘南ニュータウンが誕生し友生地区の人口が急増しました。この2地区の子どもたちは東小学校に通学しています。加えて、友生地区南部丘陵地にゆめが丘地区が誕生し、行政区が異なる友生小学校区の仲間入りをしました。子どもたちの生活の中にも、都会的な意識が芽生え地域交流も盛んになってきました。反面、田舎特有の素朴さが失われつつあるのも事実であります。

昭和25年12月(1950)に友生村から上野市に合併し、昭和40年12月(1965)には名阪国道が開通。昭和55年から約20年の歳月を費やして行われた農業基盤整備事業により、大区画された美田が整然と完成しました。並行して進められてきた県道拡幅工事により、友生の大動脈が久米川と平行して地区の脊髄のような役割を果たし、周辺の里山とマッチした景色が素晴らしく心の豊かさを育んでくれる地区となりました。また集落排水や合併浄化槽の推進などにより、生活改善が行われてまいりました。

これまでに進めてきた地区の生活創成は、住む人や訪れる人が安全、安心の生活が実感でき、妹背川など友生の源流や里山などの自然環境を守り育てると共に、お年よりも若者も楽しく暮らせる生活環境が保たれてまいりました。

21世紀に入り、平成16年11月(2004)には、近隣市町村の合併で伊賀市が誕生しました。伊賀市自治基本条例に基づく“友生地区住民自治協議会”の発足により、尚一層「住みよい友生まちづくり」を地域住民が一体となって創造していくことが大切です。

問題点と取り組み

先にも述べたとおり、自然環境に恵まれています。地理的に地形が長く交流面では、他地区と比べれば低下していると思われます。また、学区の異なる生疏里・緑ヶ丘南ニュータウン地区や行政区の異なるゆめが丘地区など他地区との連携を図りながらの出発点ではありますが、地区協議会への参加を積極的に推進しなければなりません。

道路の整備についても県道上野～大山田線の一部拡幅、及び久米川流域全般にわたる護岸改修事業を推進する必要があります。産業に於いても近年 猿やイノシシ・鹿など鳥獣害が発生し、地域住民の悩みの種となっています。米生産面に於いても離農農家が高齢化も相俟って増え続け、それに伴う担い手の育成も課題となってまいりました。

当地区も自治会を主体として、各種団体が協力し合ってさまざまな活動を展開してきました。ところが、私たちの周辺を見渡し振り返ってみると、急速な社会情勢の変化により、少子高齢化、青少年による犯罪、自然環境の破壊など広範囲にわたる大きな問題が増え続ける傾向にあります。これらの問題を解決するには、これまでのような個々の対応では耐えられなくなってきました。個別的な団体から変革し地域のあらゆる団体・地域住民が一体となって意見を出し合い協力して対処していくことが望まれます。

新市が誕生し、「地域まちづくりプラン」として友生地区住民自治協議会が伊賀市基本条例の策定に基づき発足しました。

地域の歴史や文化・産業などの特性を生かし、自分たちの地域の将来を見据え、互いに意見を出し合い理解し協力しながら全員が参加して、地域で出来ないものは行政に任せ協働して本当の住みよい友生を創生いくために“友生まちづくりプラン”を作成させようとしています。

各 部 会 別 ま ち づ くり 計 画

産 業 部 会

現 状 と 課 題

- 農 業 ※ 対象地区 8 地区中 5 地区は営農組合組織が確立されているが、喰代・高山地区は組織が確率されていない。中山間地などの条件の異なる地域ではあるが早期に組織を確立し、担い手の育成と集約農業の確立が望まれる。
- ※ 遊休地の有効利用がされていないのが現状である。高齢者や家庭主婦などによる農村市場などで地域の活性化の推進を図らねばならない。
- 林 業 ※ 松枯れと木材価値の低迷で山林の崩壊が急速に目立ってきた。環境保全と資源確保の面からも、森林創造事業推進の継続が不可欠である。
- ※ 杉・檜等の間伐材の活用で森林事業の再出発を積極的に推進すべきである。
- 道 路 ※ 県道（上野～大山田線）の蓮池地区内の末拡幅路線の早期実現に着手したい。
- 河 川 ※ 友生を縦断している久米川など地域の河川の環境美化が課題である。現在消防団がゴミ拾いを実施しているが、地域住民全員で取り組み、現在の状況を把握してもらい環境の大切さを理解しなければならない。

事 業 実 施 計 画

友生地区は南北が山で、狭間を県道と久米川が脊髄と動脈のように走り、田園と集落がそれに着くように点在している。それら山々と河川が友生特有の文化と産業を培っている。今一度足元を見直し、この素晴らしい風土・地勢を後生に残すためにも、また環境の保全にも地域住民の参画が不可欠である。

地区では、林業、農業が主体であり景観形成を図りながら農産物の生産や森林、農地の基本財産を守ると共に、食の安全に取り組む必要があると思われる。

そのためには、JAをパートナーとして営農組織を強化し、食の安全、安心を強化すると共に生産を高め、地産地消など新しい農業を目指す協議が必要である。

森林創造事業によって景観形成を行い、生活に必要な水資源や山の緑によって地熱を下げ、今世紀課題の深刻な温暖化防止に寄与するための、本格的事業に取り組まねばならない。

地域の財産管理や担い手育成についても営農組織の基盤が必要と思われる。

先ず初年度は、事業の模索を行い、視察研修などで研鑽を重ね、次年度以降の基礎固めが肝要だ。

道路や河川、鳥獣害については、行政と協働して推進する必要がある。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

産 業 部 会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標		
		自治協議会	協働（協議会・行政等）	行政	短期	中期	長期
農業	鳥獣害対策事業		鹿・猪・猿から農作物を守るための取り組み		○	→	→
	営農組合の確立事業		高山・喰代地区の組織づくり		○	→	
	受委託の推進と担い手の育成事業	集落営農の確立のための担い手を養成。先進地視察	担い手組織の設立		○	→	
	農業用水の確保事業			中山間地でのため池の増設			○
	地場産業の推進 産地直売店開設事業		高齢者などによる野菜などの直売所開設		○	→	→
	農村景観事業			中山間地対策事業の継続推進	○	→	→
花いっぱい運動の推進				○	→	→	
			休耕田の見直しと活用		○	→	
林業	林業の活性化事業	間伐材の活用				○	→
			山林開発（モトクロス場開発 林間学校の開校）				○
	森林環境の保全事業			森林創造事業の継続	○	→	→
道路	道路整備事業		蓮池地区内の県道拡幅			○	→
				未舗装道の完全舗装		○	→
河川	河川環境事業	久米川河川の清掃			○	→	→
				護岸未施工箇所の工事完成			○

(現状)

- ※ 福祉部会に所属する各種団体は、それぞれの事業を行なっている。
- ※ 民生委員会は、独居老人の生き生きサロン関係活動等。
- ※ 児童福祉会や保育園保護者会などは、子供の健全育成関係などと専門的な取り組みが多いのが現状。
- ※ 関係する団体の責任者が企画実践を行なっても、一般参加者が無関心傾向にある。
- ※ 各種団体役員も自分の仕事をこなしながらのボランティアのため他分野に充分対応し難いところもある。

(課題)

- ※ 各種団体が共同して出来る事業を考え、充実且つ安定した福祉事業に貢献しなければならない。
- ※ 社会を明るくする運動に対する認識の高揚が望まれる。
- ※ 食育事業（乳幼児・小学生・保護者対象）や介護予防事業・介護者負担軽減事業等の充実を図らねばならない。
- ※ 各地区公民館を巡回して福祉事業を行なう事も重要である。

事業実施計画

健康による寿命の伸長などにより、急速な高齢化が進む一方、少子化によって社会保障が後退化する恐れがあり、地域ぐるみで支えなくてはいけない時期だと思われる。民生児童委員会を主体に、各種団体が協働してボランティア活動に参画し、支援しながら高齢者が生き甲斐を生み出し仲間づくりを図っていく環境を整備しなければならない。

元気で暮らせることは結果的には介護コストも抑制でき、地域住民の豊かさとゆとりある生活が確保できる。

青少年健全育成に於いても、児童福祉会などが中心となって野外活動やスポーツ振興を図り、活動の推進を行う。

高齢化に対応するべき介護者負担軽減事業に取り組む。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

福祉部会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標			
		自治協議会	協働(協議会・行政)	行政	短期	中期	長期	
福祉	高齢者福祉事業	ふれあいの集い			○	→	→	
			友好・研修・親睦事業		○	→	→	
		寝たきり老人のお見舞い			○	→	→	
				福祉施設の確保			○	
			シルバー人材の育成				○	→
			介護予防・負担軽減事業			○	→	→
	青少年育成事業	食育事業				○	→	→
			保育園・小学校保護者会活動の推進			○	→	→
			青少年健全育成事業			○	→	→
	婦人部事業	文化祭等各種事業に参加促進				○	→	→
		地域活性化事業					○	→
	社会福祉事業		社会を明るくする運動推進			○	→	→
			他地域との福祉交流事業			○	→	
戦没者慰霊祭事業	慰霊祭の開催				○	→		

(現 状)

- ※ 友生自治会10地区より体育委員が選出され、区長会を始めとする各種団体役員、スポーツフェスティバルをサポートする専門委員など、総勢45名で友生体育委員会が組織化されている。
(他組織として、健康の駅長も参画している)
- ※ 体育委員会では、年間を通じて子供からお年寄りまで幅広く誰もが参加でき、地区住民の健康づくりと親睦を趣旨に事業計画を立てている。
- ※ 行事の中には今年度第30回と歴史ある地区体育祭を始め、第25回新春マラソンなど継続的に取り組まれている行事がある。
- ※ 行事の内容は大きく二つに分けられ、地区対抗など競技系と「さわやかウォーキング」などのレクリエーション系を取り入れ企画しているが、競技系の参加者が固定化し減少しつつある。
(他、独自に健康の駅長による健康推進に関する取り組み、児童福祉会などの青少年健全育成の取り組みなども活発である。)
- ※ グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの同好会が高齢者の健康推進に寄与する活動も活発になされている。

(課 題)

- ※ より多くの方に参加して頂くため、地域住民の健康に関する意識及び行事に対する要望などの把握が急務である。
- ※ 継続的な行事と新しい企画(ニュースポーツ等)の取り組み、プログラムの作成などが求められる。

事 業 実 施 計 画

子どもからお年寄りまで幅広い健康づくりは社会全体での取り組みが課題だ。今までも体育委員会を中心に体育祭やニュースポーツ、スポーツ愛好会によるさまざまな大会に参加しながら地区の友好を兼ねて活動をしてきた。子どもたちについても児童福祉会やスポーツ少年団育成会などの組織で活動を行ってきた。

生活環境の変化により、体を動かす機会が少なく生活習慣病が増えつつある。青少年健全育成や高齢者の健康保持のため、体育委員会や健康推進委員などが連携しながら、一層の事業拡大を図り地域住民の「健康・友好と親睦」事業を推進することを目指す。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

体育・健康部会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標			
		自治協議会	協働（協議会・行政等）	行政	短期	中期	長期	
健康	健康づくり事業	さわやかウォーク・新春マラソン・健康セミナー			○	→	→	
		ニュースポーツへの取り組み			○	→	→	
		健康づくり情報・事例の収集 情報誌の発行			○	→	→	
		ホームページによる情報提供				→	→	
		行政職員や健康づくりに関心のある地区民を対象としたまちづくり講習会、研修会、セミナー等の開催			○	→	→	
		専門家の派遣講習、紹介				○	→	
		プロの選手、講師などを招待したイベント実施						○
		健康づくりに関するパンフレットの発行				○	→	→
体育	各種スポーツの推進事業	史跡などの見学を兼ねたウォーキング実施			○	→	→	
		スポーツ愛好会の活動推進			○	→	→	
		青少年健全スポーツの推進			○	→	→	

防犯・防災**(現状)**

- ※ 自主防災・地域防犯ネットワーク・地域防犯連絡員等組織が出来ているが、いざ組織の活動をするにしても、起動できない。
- ※ 子どもたちの防犯や交通不安に対する地域住民の認識が不足している。

(課題)

- ※ あらためて組織の中身を見直す必要がある。
- ※ 防犯パトロールを保護者会活動・自治会活動に加えて一般住民も参加して行動しなければならない。

環境**(現状)**

- ※ 地域の河川・道路の美化については地区住民に浸透していない。

(課題)

- ※ 地域住民によって全員参加型の美化運動を展開して、環境についての意識を高めねばならない。

事業実施計画案

東海地震に加え、東南海、南海地震の恐れが強まり、大規模災害に備え、今まで以上の対応対策が求められている。災害が発生するまでの対策は勿論大切だが、災害が発生しても被害を最小限度に食い止める手段が必要だ。行政機関のみの対応だけでなく、自主防災・消防団と連携しながら防災訓練や避難場所の明確化、防災必需品の確保点検の見直しを行う。

河川、ため池などの危険箇所の把握と点検を行い「地域の安全は、地域で守り、行政と連携」をしながら推進する。

ゴミ減量については、各自治会を主体に行政機関にも積極的に参加を行い、ゴミ選別やリサイクル活動を展開し、クリーン作戦なども協議を重ね強化する。

久米川流域の河川景観、生活雑排水対策推進協議会と連携を保ちながら下水道推進事業と共に活動を行う。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

生活・環境部会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標			
		自治協議会	協働(協議会・行政)	行政	短期	中期	長期	
防災	自主防災事業	自主防災組織と地域消防団による訓練の実施			○	→	→	
		自主防災の用具の点検・見直しの実施			○	→		
			消防庫・防災施設の点検整備				○	→
			防災・防火訓練の実施			○	→	→
防犯	犯罪防止事業			防犯システムの整備		○		
		防犯パトロールの実施			○	→	→	
環境	環境整備事業	クリーンウォークの実施			○	→	→	
		リサイクル・ゴミ選別の推進			○	→	→	
			久米川クリーン作戦の実施			○	→	→
				公共下水道の整備				○
				農業集落排水事業の推進				○

(現 状)

- ※ 時代の風潮による個人主義の傾向がある。
- ※ 旧来地域住民と新興地域住民・友生地区であり小学校区が異なる住民との、友生地区に対する意識の差がある。
- ※ 友生小学校がゆめが丘地区へ移転したことにより、学校と地区との交流が減少し、友生地区の子供たちの地域に対する想いが変化（希薄）していくのではないか。
- ※ さまざまな人権に対する認識が希薄である。
- ※ 青少年健全育成に対する取り組みが子どもの保護者だけの事業としてしか認識していない。

(課 題)

- ※ “ひとが輝く、地域が輝く”「住みよさが実感できる豊かな友生地区」を目指すには・・・“もっと友生を好きになろう、もっとよく知ろう”「人の交流」「友生の自然、地域文化、地域の歴史再発見」が大切である。
- ※ 地域住民の地域への想い「友生大好き」の構築が大切だ。
- ※ 人権啓発草の根運動の推進の拡大を図らねばならない。
- ※ 地域総住民で地域の子どもたちに対する「青少年健全育成事業」に関心を持ってもらうことが大切である。

事 業 実 施 計 画

これまで人権問題に対し、「人権啓発草の根運動推進会議」が行政の行う研修会にも参加し、啓発活動を行ってきた。しかし地域住民には完全に払拭されていないようだ。協議会事業活動により一層の啓発活動を推進せねばならない。

旧友生小学校跡施設利用についても、[地区のシンボル・心の安らぎの場・財産]として管理し地域住民の参画の下、スポーツに体力増進事業の活用を促進していく。

公民館を中心としたサークルなど、生涯学習に積極的に参画できる環境づくりを促進し、豊かな生活環境の促進を目指す。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

教育・文化部会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標		
		自治協議会	協働(協議会・行政等)	行政	短期	中期	長期
文化	文化祭の開催事業	文化祭の実施			○	→	→
		文化祭開催要項を纏める			○	→	→
		小学校児童の参加促進			○	→	→
	さわやかウォーク事業	地域の好きなところ、良いところを見つけよう。「人の交流・友生の自然・地域文化歴史の再発見」「友生大好き・自分大好き」の構築			○	→	→
	視察研修事業	各地史跡・世界遺産等の見学			○	→	→
人権	人権草の根運動の推進事業	人権講演会開催			○	→	→
		小学校育友会と共催で人権啓発講演会開催			○	→	→
教育	青少年育成事業の推進		青少年健全事業の推進運動		○	→	→
			市主催の事業に積極的参加		○	→	→

- ※ 地域全体の内容をあまり把握していない。現状を把握してサークル活動という特性を生かすにはどのような活動をすべきかが大切だ。
- ※ それぞれの個性を生かした内容にしなければいけない。主に他地区との交流を活発に行なっていく事を各サークルの目標としなければならない。

- ※ 新会員の募集に力を入れるのが一番急がれている課題である。(公民館サークル)

- ※ 地域の生涯学習の場として、もっと多くの人たちにサークル活動や地区実施事業に積極的に参加していただく努力が必要だ。

- ※ 若い人たちが、公民館事業にあまり関心を持っていない。

- ※ 協議会組織の力をフルに発揮して、若年層など幅広く参加していただけるような画期的な活動内容を企画推進せねばならない。

- ※ 情報の提供や収集があまり行われていないのが現状である。

- ※ ホームページを開設してさまざまな情報提供や意見交換などの必要性が望まれる。

事業実施計画

地域の中心的役割として、生涯学習の推進を目的に公民館活動をすすめる。

それぞれの趣味を持った者同士が学習を研鑽して集まる場を提供し、地域の交流はもちろん、他地区への交流も推進し、生き甲斐をもって暮らせる元気と活力のある生活基盤のまちづくりを推進する。

公民館だよりなどで地域の情報を伝える。

ホームページを開設して、情報の収集と地域への情報提供を積極的に取り組む努力をする。

【短期：概ね3年以内・中期：概ね4～6年・長期：概ね7～10年】

公民館部会

項目	事業方針	事業内容・主体			実施目標		
		自治協議会	協働(協議会・行政)	行政	短期	中期	長期
サークル活動	公民館サークル事業	サークル間の情報交換・親睦を深める			○	→	→
			他地区のサークル内容と比較・検討できるよう情報を集め、それを組織化して交流を図る			○	→
		会員の高齢化に伴う移動方法の検討			○		
		若年層のサークル加入促進			○	→	
		サークルの拡大			○	→	
	生涯学習事業	生涯学習の場を拡大			○	→	
			講演会等に積極的な参加の呼びかけ			○	→
文化祭などに参加				○	→	→	
公民館	公民館活動の充実事業	ホームページの開設				○	
			他公民館との交流			○	→
		公民館だよりの発行			○	→	→

参 考 資 料

協 議 会 規 約

協 議 会 組 織 図

友生地区住民自治協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、伊賀市自治基本条例第25条及び第26条の規定に基づき、友生地区における自治活動を振興するとともに、各地区間の連絡を密にして相互に協調し、もって地域社会の発展とより良いまちづくりを目指すことを目的とする。

(名称・位置)

第2条 本会は、友生地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上友生771番地の2 友生地区市民センター内

(会員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 友生地区に居住する住民、及び住所を置く事業所
- (2) 友生地区住民で活動する自治会、各種団体
- (3) その他会長が必要と認めた者

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動は、友生地区内とする。ただし、他の団体と協力、連携して活動を行う場合はこの限りでない。

(総代)

第5条 協議会の総代は、友生地区に所在地をおく区長会と各種団体の代表者とする。

2 各種団体は、別に掲げるものとする。

(事業)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 活動方針の協議
- (2) まちづくり計画の策定、実施
- (3) まちづくり事業経費の算定と地域内の負担金徴収に関すること。
- (4) 地区内の各種団体の活動を支援し、総合的な地域社会の発展を図ること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(組 織)

第7条 協議会は、区長会と次に掲げる事業部会（実行委員会）をもって組織する。

- (1) 産業部会
- (2) 福祉部会
- (3) 体育・健康部会
- (4) 生活・環境部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 公民館部会
- (7) その他会長が特に必要と認めたもの

(委 員)

第8条 委員は、前条で定める区長会と、各事業部会の部会長、副部会長、会計の各1名と前条(7)の者と定める。但し、区長は部会3役のいずれかを兼ねることができる。

- 2 委員は、事業を推進する為の職務を有するものとする。

(役 員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
会 計	1名
監 事	2名
事務局長	1名

- 2 会長、副会長、会計、監事は、総代会において選出する。
- 3 事務局長は、役員会の同意を得て会長が任命する。
- 4 役員に顧問を置くことができる。顧問は、会長が任命して、役員会で承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第10条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 7 顧問は、協議会業務について助言をすることができる。

(役員任期)

第11条 前条の役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成委員で、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 協議会は、年1回以上の総代会を開催し、出席者の過半数をもって議案を決定する。可否同数のときは、議長が決する。また、必要に応じて委員会、小委員会及び役員会を開催する。

- 2 総会は、過半数以上の総代の出席をもって成立する。
- 3 会議または総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) まちづくりに関する計画の策定
 - (2) 協議会で推進する事業経費の算定と徴収に関する事。
 - (3) 協議会で推進する実施事業に係る予算、決算に関する事。
 - (4) その他、自治振興やまちづくりに関する事。
- 4 会議は、会長が招集し議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第13条 会長は、協議会で決定された方針、計画にもとづき事業を実施するための機関として、実行委員会を設ける。

- 2 会長は、協議会の中から各事業を実施するための実行委員会を代表する者を、実行委員会委員長（以下「事業部会長」という。）として委嘱する。

3 事業部会長は、事業を実施するとともに、字別に事業推進委員が、必要な場合事前に各字別自治会長に要請することができる。

4 事業部会長は、協議会の方針に基づき部会内事業実施計画を策定し実施するとともに、各年度ごとに各事業協力ならびに調整事項については、事務局長と協議の上、協議会へ報告するものとする。

(経費)

第14条 協議会の推進する事業に要する経費は、交付金、協議会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 協議会費は年額で、各戸別に徴収し、徴収方法は、協議会で決し、会長が各字別自治会長に徴収依頼するものとする。

(委任事項)

第16条 この規約に定めのあるもののほか、協議会の事業推進に関し必要な事項は会長が協議会に諮り別に定めるものとする。

友生地区住民自治協議会細則

第1条 友生地区住民自治協議会規約（以下）「規約」という。第5条の各種団体とは、次に掲げるものとする。〔別紙〕

附 則

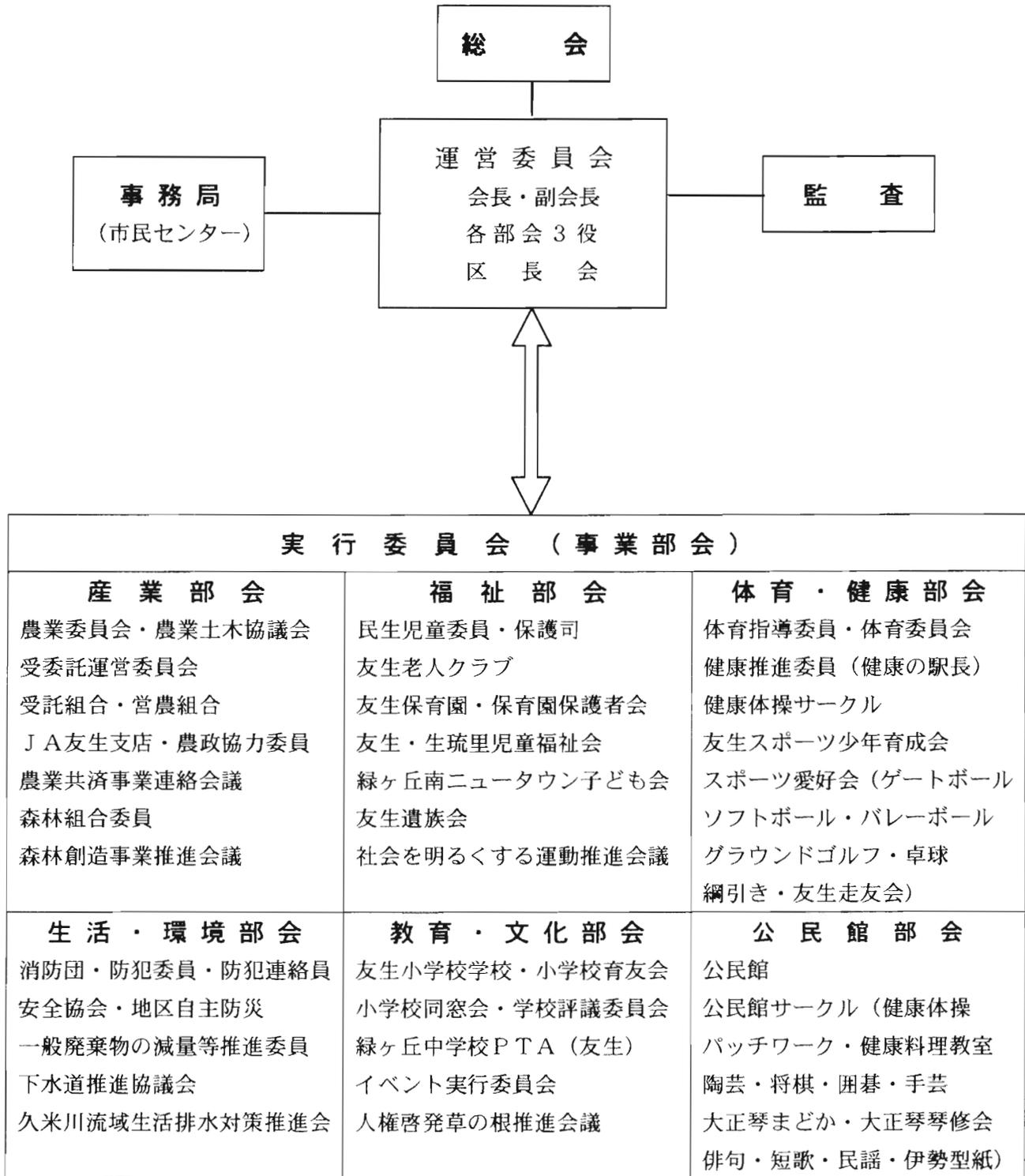
この規約は、平成17年3月16日から施行する。

〔別 紙〕

各種団体名

友生区長会	老人クラブ
民生児童委員	保護司
体育委員会	体育指導委員
健康の駅長	公民館サークル
イベント実行委員	友生小学校
小学校育友会	東小学校PTA（生疏里・緑ヶ丘ニュータウン）
友生保育園	友生保育園保護者会
緑ヶ丘中学校PTA（友生）	友生小学校同窓会
友生児童福祉会	スポーツ少年団育成会
スポーツ愛好会	共同募金会
遺族会友生支部	婦人会（下友生・生疏里）
交通安全協会	友生消防団・東部分団友生部代表
防犯委員	防犯連絡員
小学校跡地利用検討委員会	社会を明るくする運動推進協議会
人権啓発草の根運動推進会議	一般廃棄物減量推進委員
下水道推進協議会	久米川流域生活排水対策推進会議
農業共催連絡会	農業委員会
受委託運営委員会	受託組合
営農組合	農政協力委員
J A友生ふれあい店	森林創造事業推進会議
森林組合理事	生疏里児童福祉会
学校評議委員会	緑ヶ丘南ニュータウン子供会
友生地区市民センター	

友生地区住民自治協議会組織図



- * 協議会は、協議会の活動方針などの重要事項の決定、部門間の調整を行なう。
- * 実行委員会（事業部会）は、部会の目的に応じた各種事業を実施する。
- * 実行委員会（事業部会）は、それぞれの目的に応じた活動をしていく組織で、これまで地区（区長会）が計画、実行していた行事への関わりが大きくなる。

友生地区住民自治協議会

〒518-0814 伊賀市上友生771-2

事務局 友生地区市民センター

E-mail: tomoei@ci04net.ne.jp

TEL・FAX 0595-21-3534